

様式第16（第35条関係）

表

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日発行第\_\_\_\_号（\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日まで有効）

職名	氏名	生年月日



再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法  
第52条第2項の規定による立入検査証

（発行権者）\_\_\_\_\_

裏

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法抜粋

第五十二条（略）

2 経済産業大臣は、第三十七条の規定の施行に必要な限度において、同条第一項の規定によりその事業所について認定を受け、若しくは受けようとする者に対し、当該事業所の年間の当該認定に係る事業に係る電気の使用量、当該者の当該事業に係る売上高その他必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員に、当該事業所若しくは当該者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 （略）

4 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 （略）

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 （略）

三 （略）

四 第五十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。